

金沢市における再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する条例（仮称）骨子（案）について

条例制定の背景

本市では、2050年度温室効果ガス排出量実質ゼロの目標に向け、市有施設への太陽光発電設備の設置や個人住宅への太陽光発電設備導入に対する助成など再生可能エネルギーの利用推進に取り組んでいるが、本市の環境や景観等を踏まえ、さらに同エネルギー発電設備の適正な設置等を図るため、金沢市における再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する条例（仮称）を制定する。

条例骨子案の概要

1 目的

再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理（この資料において、以下「再エネ設備の適正設置等」という。）について、基本理念を定め、市、事業者、土地の所有者等及び市民の責務を明らかにするとともに、再エネ設備の適正設置等に関する基本事項を定めることで、温暖化対策に係る施策を推進し、かつ、市民の安全で安心な生活環境を確保

2 基本理念

- ・再エネ設備の適正設置等による再生可能エネルギー電気の安定的かつ効率的な発電
- ・再エネ設備の適正設置等に係る災害の発生防止並びに自然環境、景観及び生活環境の保全への十分な配慮と地域との共生

3 対象となる再生可能エネルギー発電設備

- ・太陽光発電、風力発電、水力発電、地熱発電、バイオマス発電
- ※ただし、規則で定める再生可能エネルギー発電設備については対象外
（例）住宅などの屋根や屋上に設置された太陽光発電設備

4 発電設備設置区域の区分化

- ・市域を「禁止区域」「抑制区域」「その他の区域」に区分

(禁止区域) 住民の生命、身体、財産や自然環境等に重大な影響を及ぼす恐れがあるため、設置できない区域（水力発電を除く）

- ・ 砂防指定地（砂防法）
- ・ 史跡、名勝又は天然記念物に係る区域（文化財保護法）
- ・ 保安林（森林法）
- ・ 地すべり防止区域（地すべり等防止法）
- ・ 急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）
- ・ 土砂災害特別警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律） 等

(抑制区域〔許可〕) 生活環境や景観等の観点から、市長の許可を必要とする区域

- ・ 住居系地域や商業系地域（都市計画法）
- ・ 土砂災害警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）
- ・ 宅地造成工事規制区域（宅地造成等規制法）
- ・ 景観形成区域（景観法） 等

(その他の区域〔届出〕) 発電設備の設置者や設置場所、出力などの概要を記載した届出を市長に行う必要がある区域

5 各主体の責務

市 再エネ設備の適正設置等に関する基本的かつ総合的な施策の策定及び実施

事業者 ・ 関係法令の遵守や近隣住民等との良好な関係の確保、自然環境や景観、生活環境の保全のための必要な措置
・ 事故、苦情、紛争発生時の必要な措置と解決に向けた誠意ある対応、発電設備の維持管理や撤去のための費用の確保

市民 温室効果ガスについての理解や排出量の削減、市が実施する本条例に関する施策への協力

土地の所有者等 災害の発生を助長し、自然環境や生活環境を損なうおそれのある事業者に対し土地を利用させることを自粛

6 再エネ設備の適正設置等のための基本となる事項

(事業者関連)

- ① 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(以下「再エネ特措法」という。)に規定する事業計画の認定申請や、電気事業法に規定する小売電気事業者との発電事業に係る契約等の手続を行う前に、再生可能エネルギー発電事業(以下「再エネ発電事業」という。)に関する計画(以下「事業計画」という。)について、市長と協議
- ② 上記の協議開始後、事業計画に関する標識の設置や当該事業計画に関する近隣関係者向け説明会を開催
- ③ 近隣関係者から当該事業計画に対する意見の申出があったとき、当該近隣関係者と協議を実施
- ④ 再生可能エネルギー発電設備(以下「再エネ発電設備」という。)の工事着手時及び完了時に市長へ届出
- ⑤ 再エネ発電設備の適正な維持管理を行い、毎年度、市長へ維持管理の状況等について報告
- ⑥ 再エネ発電事業の廃止時に市長へ届出
- ⑦ 再エネ発電事業の譲渡、相続等があったときは、譲受人は設置許可事業者の地位を承継するとともに、その旨を市長に届出

(市長関連)

- ① 近隣関係者や事業者から事業計画への意見に関する調整の要請があったとき、必要に応じて、近隣関係者等と協議の上、調整
- ② 設置許可の基準を設定（規則で規定することになる抑制区域の根拠となる法令等に準拠した基準を、今後、規則で設定）
- ③ 設置許可を受けた事業者が不正手段により許可を受けたときや、設置又は変更許可を受けた後、1年以上、正当な理由なく再エネ発電設備の設置工事を行わないとき等に設置許可を取消
- ④ 譲受人から設置許可事業者の地位を承継する旨の届出があった場合、その旨を公表
- ⑤ 再エネ発電設備による人の生命・身体や財産への侵害、又は環境や景観保全上の支障の防止のために指導や助言を実施
- ⑥ 上記指導や助言に対する措置の報告を受けた場合、必要に応じて実地調査を実施
- ⑦ 再エネ発電事業の適正な運営確保の必要性があるときの設備等への立ち入り、帳簿書類等の検査、関係者への質問を実施
- ⑧ 市長との事前協議を行わない、近隣関係者向け説明会を開催しないなど本条例の手続きを遵守していない事業者に対し勧告
- ⑨ 上記勧告に係る措置を取らなかった場合に当該勧告に係る措置をとるべきことを命令
- ⑩ 上記措置命令に違反した場合に当該再エネ発電設備の設置許可を取消し
- ⑪ 設置許可を取り消した場合に当該事業者の氏名や住所等を公表

7 経過措置

本条例の施行期日前に、既に再エネ発電設備を稼働し再エネ発電事業を実施している場合や、既に再エネ特措法に基づく認定を受けている又は電気事業法に基づく小売電気事業者との発電事業に係る契約等の手続きを完了している場合については、事業計画に関する市長との協議や近隣関係者への説明会の開催など、事業者が再エネ発電設備の設置許可申請や設置届出にあたって必要となる行為に関する規定は適用されず、事業者の責務や市長への管理報告など、再エネ発電設備の適正な維持管理に関する規定のみを適用する。

また、禁止区域を指定するための手続きその他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができることとする。

施行期日

12月議会の議決後、令和5年4月1日の施行を目指す。